

令和2年第4回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和2年4月14日
開催年月日 令和2年4月27日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 14時12分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第3区域	染野 亘志
9	坂上 良資	第4区域	齊藤喜久夫
10	田端 久子		

○遅刻委員 なし

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 玉川 真 主査 赤坂 里美
主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請2件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) 空き家に付随した農地の指定解除1件について
- (4) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。いろいろ訪問をしたり、ご会席、お集まりいただきましてありがとうございます。

今、世の中はですね、コロナということで、コロナ戦争と言っても過言ではないかというふうな非常にいろいろな事態で困っております。三密を守っていただいて、手洗い、マスクをして、健康管理してですね、かからないように、寄居あたりまで来ているようです。だんだん悪化してですね、観光地でよそから来た人が持ってきたら大変だということで、郡市でも看板を立てるといようなことで、この間看板を3枚だけ見せてもらいましたけれども、こんなふうな状態で、本当に経済もおかしくなっちゃうんじゃないかと心配するところです。いろいろ農業関係のほうも、この辺だとあまり給食なんかの関係というのは少ないようですけれども、何とか乗り越えてですね、お互いにかからないように気をつけたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、早速会議のほうに入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は13名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ございませんので、異議ないものと認めます。よって、議事録署名人、5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名します。

◎農地法第4条の規定による許可申請2件について

○議長 第1号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議いたします。

農地法第4条番号1、———氏より許可申請があった住宅敷地の転用について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字———、———、地目はどちらも畑、面積は、704、158の合計862平方メートルの2筆です。転用の目的は、住宅敷地で追認となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、———集会所の南西にある場所です。

次に、申請の事由ですが、平成元年頃に住宅敷地として農地を舗装して利用しておりました。農地法の許可を受けずに利用してしまい、畑への復旧は極めて困難であるため、改めて許可を受けるべく申請いたしました。また、昨年度、隣接の大字中野上字———について農地法の許可を受けましたが、建て替えのために土地を実測し直したところ、今回申請する大字中野上字———にもまたがっていることが判明したため、改めて申請するものですということです。

次に、計画の内容ですが、次ページの配置図・平面図、あと現況写真も御覧ください。土地造成は862平方メートルです。建築物は、新築住宅1棟、建築面積は57.96平方メートルで、排水処理方法は合併処理浄化槽です。

次に、資金計画ですが、建築費———です。現在お返ししています申請書に———が添付されています

ので、ご確認をお願いします。

また、本件は、追認のため、現在お返ししています申請書に始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の第3種特別地域内にあり、町道本中123号線、町道本中124号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、高田幸好委員の説明をお願いします。

○高田幸好委員 高田です。

本件につきましては、今説明がございましたけれども、21日に坂上委員とそれから事務局の浅見さん、3名で現地を確認させていただきました。

——が昨年度の農転の許可を得たところでございます、実測したところが——にもかかっているということと、それから既に地形上ですね、アスファルトで道路ももう完全に道路化しちゃってますんで、農地に戻すこともできないというふうなことから、やむを得ないというふうに判断をいたします。

以上です。

○議長 高田幸好委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

9番、坂上良資委員の説明をお願いします。

○9番坂上良資委員 9番、坂上です。

21日に高田推進委員さんと事務局さんと3人で現地を見て参りました。もうこれ、やむを得ないかなと思っております。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 坂上良資委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、ご異議ないと認めます。本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決しました。

農地法第4条 番号2、———氏より許可申請があった自己用住宅への転用について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第4条、番号2についてご説明いたします。

番号2、申請者住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は、322平方メートルの1筆です。転用の目的は、自己用住宅です。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、一区内、金石水管橋から南に約300メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、自己用住宅を建築し、今後は建物敷地として維持管理していきたいということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図・平面図も御覧ください。土地造成は322平方メートルで、建築物は新築住宅1棟、建築面積は82.81平方メートルです。排水処理方法は公共下水道となります。

次に、資金計画ですが、———です。現在お返ししています申請書に———
———が添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道幹線5号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

21日に事務局の浅見さんとそれから農業委員の村田さんと現地確認に行きました。

この土地は、北桜通りっていうのかな、に面して、周りは畑なんだけど、迷惑になるようなことはないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田 茂委員 8番、村田です。

推進委員の中井さん、事務局と3名で現地確認をして参りました。場所についてはですね、第1小学校の歩道橋を渡りまして、線路を渡りまして、北桜通りの交差点から長瀬駅方面に約100メートルぐらい行ったところの右側です。既にですね、盛り土みたいになんかこうなっております、宅地の形になっておりまして、巡りは全部畑ですけども、別に問題ないと思われまして、よろしくお申し上げます。

○議長 村田 茂委員の説明が終わりました。

本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請2件について

○議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について議題とします。

農地法第5条番号1、—————所有の農地を—————
—————氏が駐車場への転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、_____、_____
_____さん、譲渡人住所・氏名、_____、_____さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字_____、_____
地目は全て畑、面積は531、69、265の合計865平方メートルの3筆です。転用の目的は、駐
車場で、追認となります。権利の内容は、賃借権設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、
井戸地区公園の南側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、当初、地主に駐車場として利用することの許可をもらい駐車場
として使用を始めたが、当該地はきちんと農地法の許可を取っていない農地であることが分
かった。現在、駐車場として利用しており、現状農地に戻すことは難しく、今後も駐車場と
して利用したいため、農地法の許可を受け是正したく申請するものですということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真も御覧ください。土地造成は865平方
メートルです。

次に、資金計画ですが、_____、_____
_____ということです。現在お返ししています
申請書に、_____も添付されていますので、ご確
認をお願いします。また、本件は追認のため、現在お返ししています申請書に始末書も添付さ
れておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化
調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等に
ある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農
地と判断されます。なお、申請地は、県立長瀬・玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域
内にあり、県道長瀬・玉淀自然公園線、町道井戸23号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、齊藤喜久夫氏の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 20日の午前中に、鈴木会長、事務局と3人で現地の確認をさせていただきました。

説明にあったとおり、裏の写真にもあるんですけど、既に駐車場で砂利が敷かれていて、
これを農地に戻すのは大変だと思います。畑に戻せないということもありまして、やむなし

と考えています。

以上でございます。

○議長 齊藤推進委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。担当が会長ですので、説明いたします。

この写真の裏側にあるように、1軒ここに家が建っているんですけども、前ここを借りていたんですね。それで、今年の夏から整地をして駐車場で使っていると。そろそろいろいろな手続きが出るんじゃないかということで、今度出していただいたんですけども、先ほど齊藤さんが言うとおりの、原状に戻すのは大変だし、現在ブドウ園もどんどん拡張しておりますので、お客さんの集客の関係もあってやっておりますので、正当だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号2、——氏所有の農地を——氏が駐車場敷地として転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、——、——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字——、地目は畑、面積は538平方メートルの1筆です。転用の目的は、駐車場敷地です。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬幼稚園の北西側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請地を買い受け宿泊施設の駐車場として利用いたしたいという事です。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図も御覧ください。土地造成は538平方メートルです。

次に、資金計画ですが、——————
———————ということです。現在お返ししています申請書に、——
———————も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀨町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、駅から300メートル以内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。なお、申請地は、県立長瀨・玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道長瀨73号線に隣接敷地で接道している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

21日に事務局の浅見さんと農業委員の堀口さん、3人で現地確認に行きました。

今、浅見さんに説明してもらったように、古民家を直した宿泊施設があつて、それに駐車場がないんですね。駐車場を作りたいということで、古民家のほうに一部が面していて、普通、畑だと道路が入っているんだけど、このあれへは要するに、何て言うんだ、農業をやるのに必要なあれが入ってないんで、古民家の庭を通して入るようにしたいということでした。長瀨幼稚園の裏手になります、場所は。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

11番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○11番堀口榮一委員 11番、堀口です。

去る、4月21日午後に事務局の浅見さん、推進委員の中井さん、私の3名で現地確認を行いました。

申請地は、長瀨幼稚園の北西に当たりまして、東、南、西に住宅があります。現在この土地はですね、地主の方に管理されている畑で、大変きれいになっているところであります。

西側に施設があるんですけれども、この宿泊施設とこの畑に段差がありまして、ちょっと低いところになっておりますので、ここにスロープをつけての駐車場ということで利用していただくということで、特に問題はないと思われまます。ご審議のほど、お願いいたします。

○議長 堀口委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員異議ないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

◎空き家に付随した農地の指定申請1件について

○議長 続いて、議案第3号 空き家に付随した農地の指定申請1件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号 空き家に付随した農地の指定申請1件についてご説明いたします。

長瀬町では、農地法第3条許可基準として、下限面積を30アールとしておりますが、平成30年4月1日より空き家バンク制度に登録された空き家とともに付随した農地を取得する場合は、下限面積を1アールまで下げる決定をしております。この適用を受けるためには、農業委員会の指定を受ける必要があります。指定を受けた農地については、農地法第3条の下限面積が1アールまで引き下げられることとなります。

議案第3号は、空き家に付随した農地として指定を受けるための申請の提出があったため、審議していただくものです。

指定のための主な要件は、議案第3号の最初に載せておりますが、指定要件としては5つありまして、1つ目が、空き家バンクに登録した空き家の所有者が所有する農地であること。2つ目が、空き家バンクに登録した空き家からおおむね100メートル以内の農地であること。3つ目が、指定する農地の面積が1アール以上であること。4つ目が、指定する農地の全て

または一部が遊休農地であること。5つ目が、所有者による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。なお、農地の指定をしても指定後に農地法第3条の許可申請が必要となり、譲受人は3条の許可要件を満たす必要があります。この指定要件を踏まえて審議をお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

番号1、申請者、住所・氏名、_____、_____さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字_____、地目は畑、面積は476平方メートルの1筆です。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、南須原医院の北東側にある場所です。

次に、農地の状況ですが、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地として、第3種農地と判断されます。農地の状況は、全部が遊休農地となっております。空き家からの距離は、建物と隣接した農地のため、100メートル以内に位置しています。

空き家の状況は、所在地は大字本野上字_____で、所有者は申請者と同じ_____さんで、空き家バンクへの登録は確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

21日に農業委員の福島さんと事務局の浅見さんと3人で現地確認に行きました。

高砂橋から北西の方向に……。この土地は南須原医院の裏というか、100メートルぐらい離れているかな、100メートルぐらい離れた土地です。それから、進入路は県道、軽トラックが入る道路が行っていますので、今行ったところ草になっているんだけど、それがきれいになるのなと思います。よろしくをお願いします。

○議長 中井委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

3番、福島美知子委員の説明をお願いします。

○3番福島美知子委員 3番、福島です。よろしくをお願いいたします。

21日に事務局と中井さんで現地調査に行って参りました。

2人の説明にありましたけれども、事務局の説明、詳しくしていただいたのでよく分かる

と思いますけれども、この申請地は、裏の北側は軽トラが通らないぐらいのちょっと狭い道路なんですけれども、それで遊休農地でありますけれども、この実家の持田さんという方がこの申請者の持田さんから、何か草刈りとかして除草、きれいではないですけれども、このおばあちゃんが亡くなって二十三、四年たっているんですけれども、大きな木もなくススキの株がちょっと大きいのがあったぐらいで、あとこの前の公図の——の南側は篠がいっぱい生えていて、もう地続きの農地なんですよ、おうちにつながった。本当にすぐ隣。だけれども、そんなに手をかけないできれいになるような土地で、ご近所は、きれいにしてもらったほうが助かると思いますので、全く問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 福島美知子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

○齊藤喜久夫委員 すみません、理解できない。

これは、本人が持っている、持田さんが持っている土地を空き家バンクに登録した所有者、一緒ですよ、これね。

○事務局 そうです。

○齊藤喜久夫委員 これ農地を使いたいというだけの申請なんですか、これ。

○議長 では、事務局から説明してください。

○事務局 空き家バンクに付随した農地というのを長瀬町も空き家が増えてしまうので、空き家の解消と併せて、空き家は売れるけど、その後農地だけ残ってしまうと。その間にももちろんその人がやらなきゃいけないんですけれども、畑だけ売れないと、結局、遠方の人がまた管理しに来なきゃいけないというような状況になってしまうので、空き家に付随した農地も売買できるように制度をつくろうということで……。

○齊藤喜久夫委員 今後、じゃこの持田さんは、この土地を自宅と一緒に売りたい意向があるからこういう登録したということですか。

○事務局 そうですね。

○齊藤喜久夫委員 ちょっと理解できなくて申し訳ない、根本的なことが。

○事務局 今月は、空き家バンクに付随した農地を指定するよという手続になります。

○齊藤喜久夫委員 はい、理解しました。すみません。

○事務局 今後、3条の手続、最短で今日指定ができれば、最短で5月の申請で3条が出てくるようになりますので。

- 齊藤喜久夫委員 その場合も手続3条が絡むわけ、当然。
- 事務局 持田さんという方が相続をされたんだけど……。
- 櫻井委員 農業じゃなかったわけだね。出ちゃったわけでしょ。
- 事務局 そうですね。町外に出てしまわれたので、今後管理が難しいということで、今般、
こういった空き家に付随した手続になります。空き家バンクに建物のほうは登録して、それ
に付随した農地も売りたいということで、今回、こういった制度を利用したと。
- 齊藤喜久夫委員 そういう意味なのか。
- 事務局 長瀬町だと、その制度を利用したのが今回で2回目になります。
- 議長 あまりないね。
- 事務局 一度杉郷区で1件、2年前ぐらいに……。
- 議長 あった、あった。
- 事務局 ですけども、今回は町内で2件目になります。
- 櫻井委員 ここは住んでるんですか。こっち側のところは。
- 事務局 その——については、今、空き家になっているので、空き家バンクに登録してあ
るところです。
- 齊藤喜久夫委員 空き家がなければ通常……。
- 事務局 通常は売買できないんですけども。
- 齊藤喜久夫委員 分かりました。すみません。
- 議長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ございませので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、申請のあった土地について空き家に付随した農地として指定したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

- 議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって、本件は空き家に付随した
農地として指定することに決定しました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、5月の委員会の日程ですが、5月の委員会は、25日月曜日、午後1時30分からしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、委員会終了後の午後2時30分から農振協議会を開催する予定となっております。

いいですか、25日で。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日月曜日、午後1時30分からにしたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局 事務局からご連絡させていただきます。

本日、議案のほかに何枚か書類のほうを置かせていただきました。何名かの委員さんについては事前にお会いしたときにお配りしているんですけども、黄色い2020年農業委員会活動記録セットを机に置かせていただいております。本年度分のものになりますので、ご活用ください。

また、本年度、農業委員会の改選がありますので、任期満了となられる委員さんにつきましては、満了後に一度事務局のほうにご提出いただければと思います。

続いて、緑の募金についての埼玉県農業会議からの協力依頼がありまして、羽を置かせていただいております。毎年実施させていただいておりますので、懇親会の残金から募金をしたいと考えております。お一人100円で合計1,700円、こちらのほうから振り込みをしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上になります。

○議長 以上で、本日予定した議題は終了しました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(午後2時12分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和2年4月27日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 原 新 平

署名委員 高 橋 満